

道路法第37条第1項に基づく占用を制限する道路の区域及び制限開始日

管轄事務所	道路の種類	路線名	占用を制限する区域	制限開始の期日	備考
豊岡河川国道事務所	一般国道	9号	自) 朝来市山東町金浦字梨ノ岡地先 至) 鳥取県岩美郡岩美町大字蒲生字煤掃口地先	平成28年4月1日	

注) バイパス等の複線区間を含みます。複線区間については別途掲載の路線図をご覧下さい。

路線が重複する道路は上位路線で指定しています。

占用を制限する区域の範囲は管轄事務所で確認することができます。